

教育こども常任委員会 所管事務報告
資 料
令和元年9月12日

※報告日までは外部への  
資料提供はご遠慮ください。

西宮型コミュニティ・スクール事業について  
(案)

教育委員会 社会教育部 社会教育課  
学校教育部 学校教育課

## 1 コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールとは、「**学校運営協議会**」を設置した学校のことであり、学校と保護者、地域住民が、「地域でどのような子供たちを育てるのか」「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有し、「地域とともにある学校」への転換を図る有効な仕組みである。

複雑化・多様化している学校現場の課題等を解決し、子供たちの教育環境を充実させるため、地域住民等の協力を得て社会総がかりで教育の実現を図っていくことが重要との考えから、すべての公立学校において学校運営協議会の設置を進める。

## 2 学校運営協議会の主な3つの機能（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6）

- ① 校長が作成する**学校運営の基本方針の承認**をすること（必須）
- ② **学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができること（任意）
- ③ **教職員の任用に関して**、**教育委員会規則で定める事項について**教育委員会に**意見を述べる**ことができること（任意）

※本市では、任用に関する意見を ①学校運営の基本方針を実現するための ②対象学校へ配置を求める教職員に関する事項に関する ③個人を特定しない 意見に限定する。

## 3 学校運営協議会の委員について

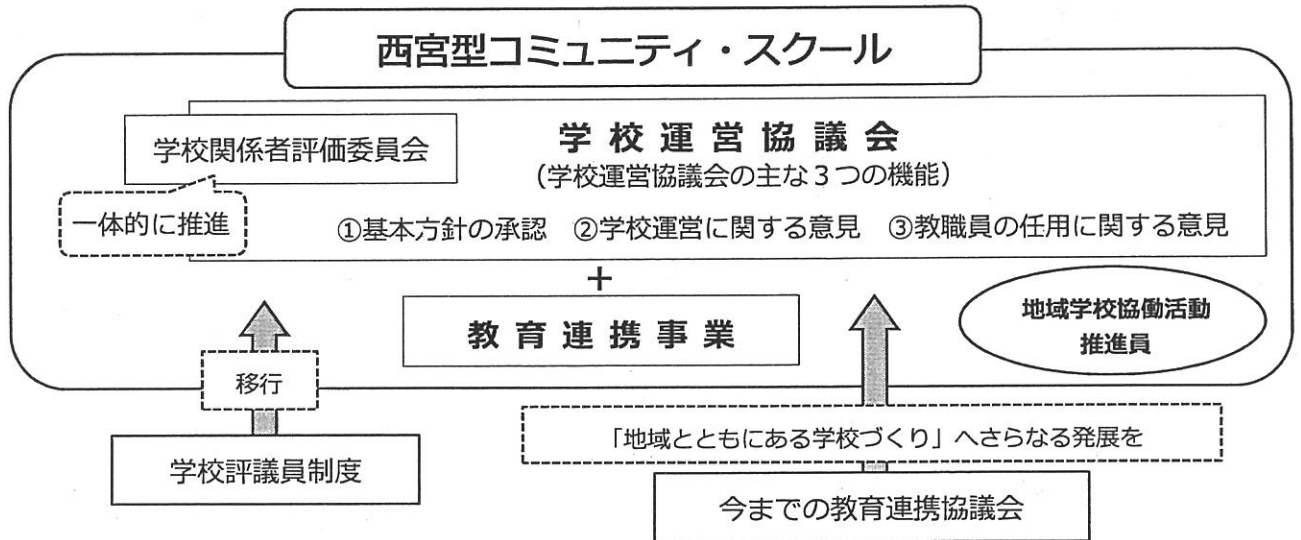
教育委員会が任命する**非常勤特別職の地方公務員**であり、教育委員会規則の定めにより**守秘義務**が課せられる。保護者・地域住民等も子供たちの教育の当事者となることで、学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、地域とともにある学校づくりが推進される。

＜構成メンバー＞

- 保護者（PTA代表） ●地域住民 ●学校の運営に資する活動を行うもの
- 教職員 ●その他教員委員会が適当と認める者

## 4 西宮型コミュニティ・スクールとは

**現行の教育連携協議会を、法定の要件を備えた学校運営協議会に移行**するもので、同協議会による地域住民の学校運営への参画だけでなく、引き続き教育連携事業を実施し、「地域とともにある学校」の理念に基づくより包括的・機動的な協働活動を推進する。また、**地域学校協働活動推進員**を新たに配置し、地域と学校をつなぐコーディネーター役として地域との連絡調整やボランティアの募集・調整等を行っていく。

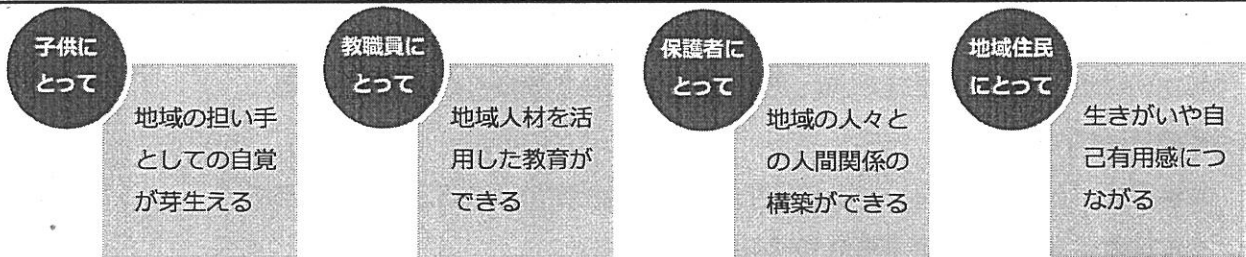


## 5 教育連携協議会との違い

現在の教育連携協議会は、学校・家庭・地域の連携協議、及び学校評価を実施しながら、協議会の事業として教育連携事業を行い、地域の創意工夫によるさまざまな取組みを実施している。

今後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会に移行し、**学校運営方針の承認**という機能が加わることで、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映し、目指すところを対等な立場で共有することができる。そのため、「**社会に開かれた教育課程**」の実現に向けた連携・協働による取組みを効果的かつ計画的に進めることが可能となる。

## 6 コミュニティ・スクールのメリット



## 7 西宮型コミュニティ・スクールの導入計画

- ① 令和2年度（2020年度） パイロット校11校（小学校7、中学校3、義務教育学校1）  
★北夙川・上ヶ原南・上甲子園・用海・南甲子園・鳴尾東・鳴尾北小／大社・学文・山口中／西宮浜 で検討中
  - ② 令和3年度（2021年度） 新たに14校に導入
  - ③ 令和4年度（2022年度） 新たに19校に導入
  - ④ 令和5年度（2023年度） 新たに19校に導入
- ※特別支援学校及び高等学校を含むすべての市立学校63校への導入を目指す

心を合わせて子供たちを育む

# 西宮型コミュニティ・スクール 2019



## コミュニティ・スクールとは

「地域とともにある学校づくり」を目指し「育てたい子供像」「目指すべき教育」のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて熟議しともに協働していく仕組みが「コミュニティ・スクール」です。

例えば

共有 → 地域を大切に、主体的に学び行動する子供を育てたい

【地域の方】 ← 連携・協働 → 【学校】

2年生の公園探検では、公園の役割と公園の安全・美化の取組について児童にお話ししましょう。

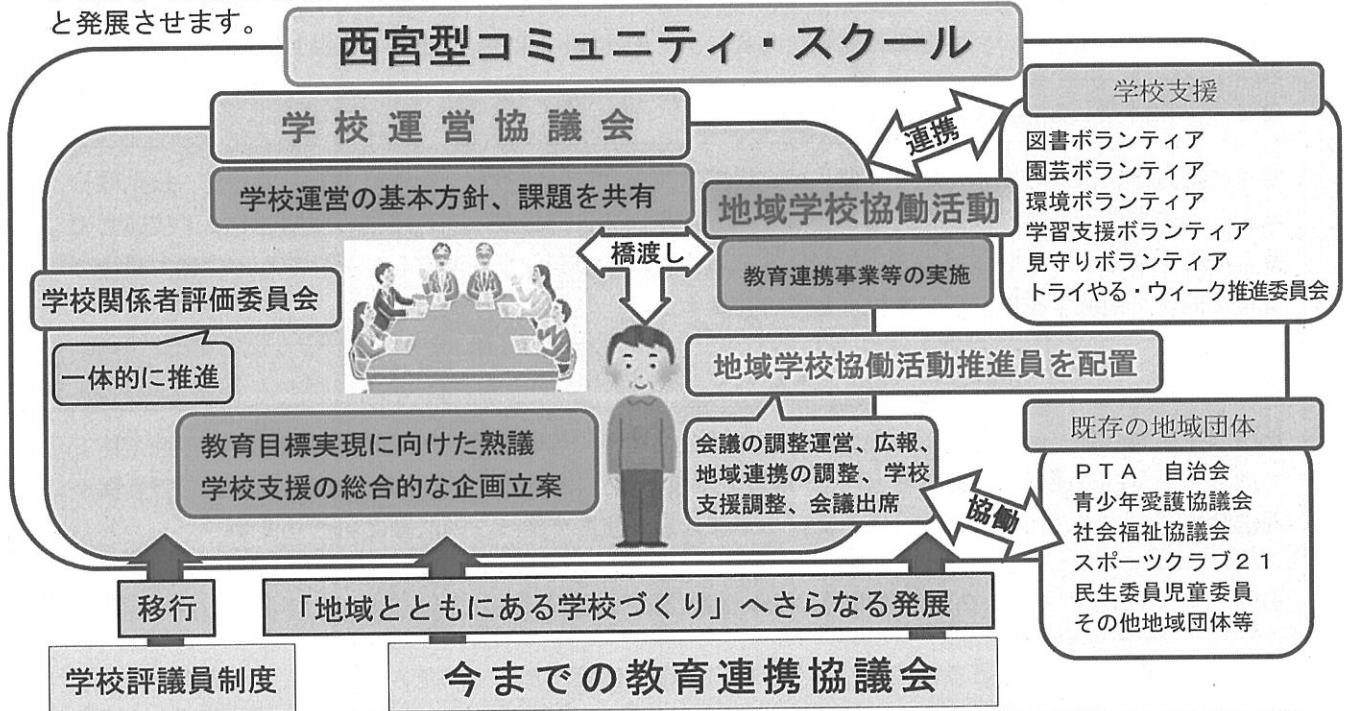
お聞きしたお話をもとに、公園でのルールを自分たちで考え、自分たちに行うことを実行させましょう。



学校や地域の課題を共有し、「熟慮」し、「議論」(＝熟議)を経て「すぐにできる取組み」から協働活動につなげていきます。

## 西宮型コミュニティ・スクール

西宮市が実施してきた教育連携協議会はコミュニティ・スクールの機能の一部をすでに実施しています。「地域とともにある学校づくり」を目指して西宮型コミュニティ・スクールへと発展させます。



## 「学校運営協議会」の委員について

- ① 保護者 (PTA代表)
  - ② 地域住民
  - ③ 学校の運営に資する活動を行う者
  - ④ 教職員
  - ⑤ その他教育委員会が適当と認める者
- ※保護者・地域住民等も教育の当事者となることで地域とともにある学校づくりが推進されます。

学校運営協議会委員は「非常勤特別職の地方公務員」です。教育委員会規則の定めにより守秘義務が課せられています。

学校運営協議会は合議制の機関なので個人としての意見が尊重されるわけではありません。

# 地域学校協働活動推進員

社会教育法第9条の7により教育委員会が委嘱してコミュニティ・スクールに配置します。学校運営協議会の会議の日程調整、会議開催案内の作成・送付、会議資料の印刷、会議録・広報誌の作成やホームページ作成、アンケート集計、学校運営協議会委員との連絡・調整などをします。また、学校と地域をつなぐコーディネーターとして、教育連携事業において地域との調整やボランティア募集・調整等も行います。学校運営協議会にも出席します。



## 西宮型コミュニティ・スクール導入計画案

- ① 令和2年度(2020年度)よりパイロット校を指定し運用方法等を検証します。
- ② 令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)で順次設置します。
- ③ 令和5年度(2023年度)には、市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校のすべてにコミュニティ・スクールの導入を目指します。



## コミュニティ・スクールに関する Q & A

Q1 どのような仕組みで、何を協議するのですか？

「学校運営協議会」を設置している学校をコミュニティ・スクールと呼びます。学校運営協議会は、教育委員会から任命された委員(保護者や地域のみなさんなど)が、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることで、学校運営に意見を反映する仕組みです。学校や地域の課題解決に向けた協議を行い、共通の目標等を共有し、その達成に向かって連携・協働していきます。

Q2 学校評議員制度との違いは何ですか？

学校評議員は、校長の求めに応じて個人の立場で学校運営に関する意見を述べるものであり、校長はそれを一つの参考として学校運営を進めます。一方、学校運営協議会は、合議制の機関として学校運営の基本方針を承認するという形で学校運営に参画し、目標やビジョンを共有し、それぞれの立場で目標の実現に向けて地域学校協働活動を推進していきます。

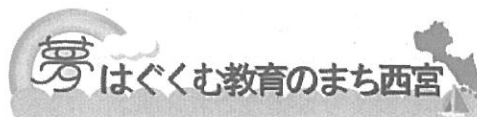
Q3 地域学校協働活動とはどのようなものですか？

地域学校協働活動とは、保護者や地域団体、民間企業等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。西宮市がこれまでに行ってきた教育連携事業はこの活動にあたります。

Q4 コミュニティ・スクールにするねらいはなんですか？

学校運営にあたって、保護者と地域のみなさんの参画が仕組みとして保証されていることが他の学校との違いです。学校と地域が力を合わせることによってお互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子供たちの成長を支えます。その支えによって、子供たちはさまざまな学びや体験活動を充実させ、自己実現を図り、地域の未来を担う大人へと成長します。地域みんなで子供たちの未来を考え、話し合いながら、「地域とともにある学校づくり」をさらに進めていきましょう。

(問い合わせ先) 西宮市教育委員会社会教育課  
〒662-0918 西宮市六湛寺町3番1号  
TEL 0798-35-3867 FAX 0798-36-1208



# 西宮型 コミュニティ・スクール (教育連携協議会) 2019



西宮市教育委員会

# 子供たちを取り巻く社会状況や学校の課題

子供たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。将来の予測として、「今の子供たちの65%は、今は存在しない職業に就く<sup>注1</sup>。」また、「今後10~20年間程度で、約47%の仕事が自動化されるリスクが高い<sup>注2</sup>。」とされています。子供たちがこれからの社会をたくましく生き抜いていくために必要な資質・能力を育成することが求められています。また、社会や保護者などの要求に応えるために、学校が抱える課題は複雑化・多様化し、教職員の勤務負担が増えています。さらに、地域は少子高齢化が進んでいるため、地域創生も課題です。これらの課題を解決するためには、地域住民と学校が「当事者」となり、未来を創りあげていくことが求められています。

注1 キャシー・デビッドソン（ニューヨーク市立大学大学院センター教授） 注2 マイケル・A・オズボーン（オックスフォード大学准教授）

## コミュニティ・スクールってなに？

コミュニティ・スクールとは

**「学校運営協議会」**を設置している学校です。

### 学校運営協議会の主な3つの機能

- 校長が作成する学校運営の**基本方針の承認**をすること（必須）
- 学校運営について、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができること
- 教職員の任用に関して、**教育委員会規則で定める事項**について教育委員会に**意見を述べる**ことができること

本市では任用に関する意見を ①学校運営の基本方針を実現するための ②対象学校への配置を求める教職員に関する事項に係る ③個人を特定しない意見に限定します。

※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

## 地域とともにある学校 コミュニティ・スクール

「地域とともにある学校づくり」を目指し「育てたい子供像」「目指すべき教育」のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて熟慮とともに協働していく仕組みが「コミュニティ・スクール」です。

例えば

共有 → 思いやりの心を持ち、地域を大切にする子供を育てたい

【地域の方】

連携・協働

【学校】



2年生の公園探検では、公園の役割と公園の安全・美化の取組について児童にお話ししましょう。

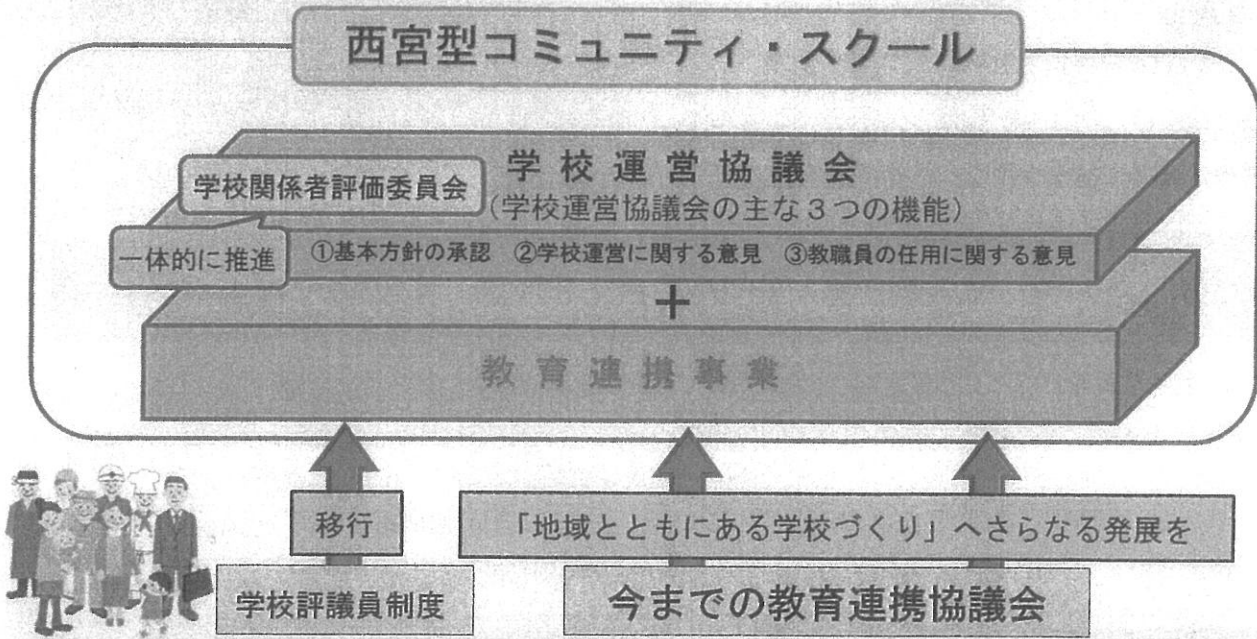
お聞きしたお話をもとに、公園でのルールを自分たちで考え、自分たちにできることを実行させましょう。



「学校や地域の課題」を共有し、「熟慮」し、「議論」（＝熟慮）を経て「すぐにできる取組み」から協働活動につなげていきます。

# 教育連携協議会から西宮型コミュニティ・スクールへ

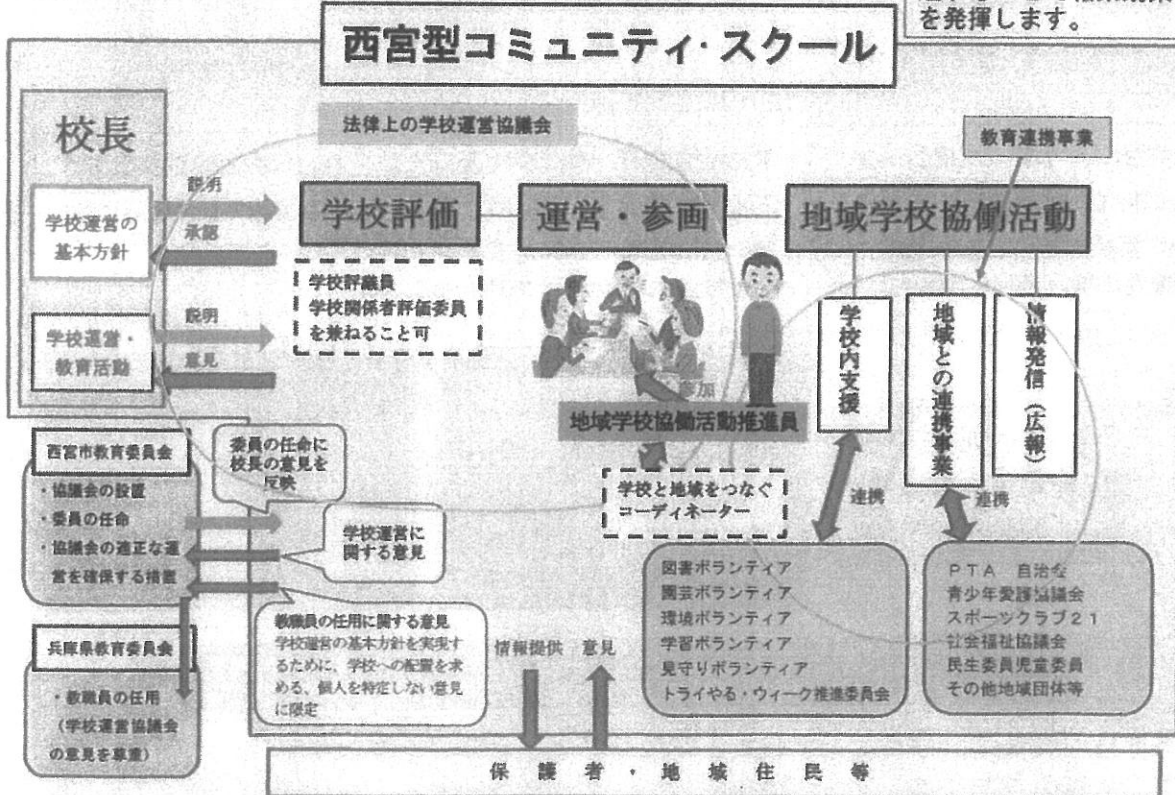
西宮市が実施してきた教育連携協議会はコミュニティ・スクールの機能の一部をすでに実施しています。「地域とともにある学校づくり」を目指して西宮型コミュニティ・スクールへと発展させます。



## 西宮型コミュニティ・スクールの仕組み

西宮型コミュニティ・スクールは、「教育連携協議会」を法定の要件を備えた学校運営協議会に移行するものです。

学校運営協議会と教育連携事業を一体的に推進することで相乗効果を発揮します。





## 「学校運営協議会」の委員について

- ① 保護者（PTA代表）
- ② 地域住民
- ③ 学校の運営に資する活動を行なう者
- ④ 教職員
- ⑤ その他教育委員会が適当と認める者

※保護者・地域住民等も教育の当事者となることで地域とともにある学校づくりが推進されます。

学校運営協議会委員は「非常勤特別職の地方公務員」です。教育委員会規則の定めにより守秘義務が課せられています。

学校運営協議会は合議制の機関なので個人としての意見が尊重されるわけではありません。

## 地域学校協働活動推進員について

社会教育法第9条の7により教育委員会が委嘱してコミュニティ・スクールに配置します。学校運営協議会の会議の日程調整、会議開催案内の作成・送付、会議資料の印刷、会議録・広報誌の作成やホームページ作成、アンケート集計、学校運営協議会委員との連絡・調整などをします。また、学校と地域をつなぐコーディネーターとして、教育連携事業において地域との調整やボランティア募集・調整等も行います。学校運営協議会にも出席します。



## 会議から熟議への発展

西宮市の教育連携協議会では、児童生徒の様子について話し合ったり、学校評価を実施したりしています。しかし、これからは学校で、地域で、子供たちをどう育てるかを話し合うことが大切です。テーマを焦点化して熟議へと発展します。

### 【熟議のテーマ例】（コミュニティ・スクールで実際に行われたテーマから）

- ・子供たちがどう育ててほしいか
- ・教育に地域の力をどう生かすか
- ・地域に貢献できることは何か
- ・携帯電話の取り扱いについて
- ・学校と地域と一緒にやれることは
- ・下校時の安全をどう確保するか
- ・あいさつ日本一の町を目指すために
- ・子供たちに郷土学習で何を伝えるか
- ・いじめを撲滅するには
- ・学力を向上させるには

文部科学省HPより

「学校や地域の課題」を共有し、「熟慮」し、「議論」をする

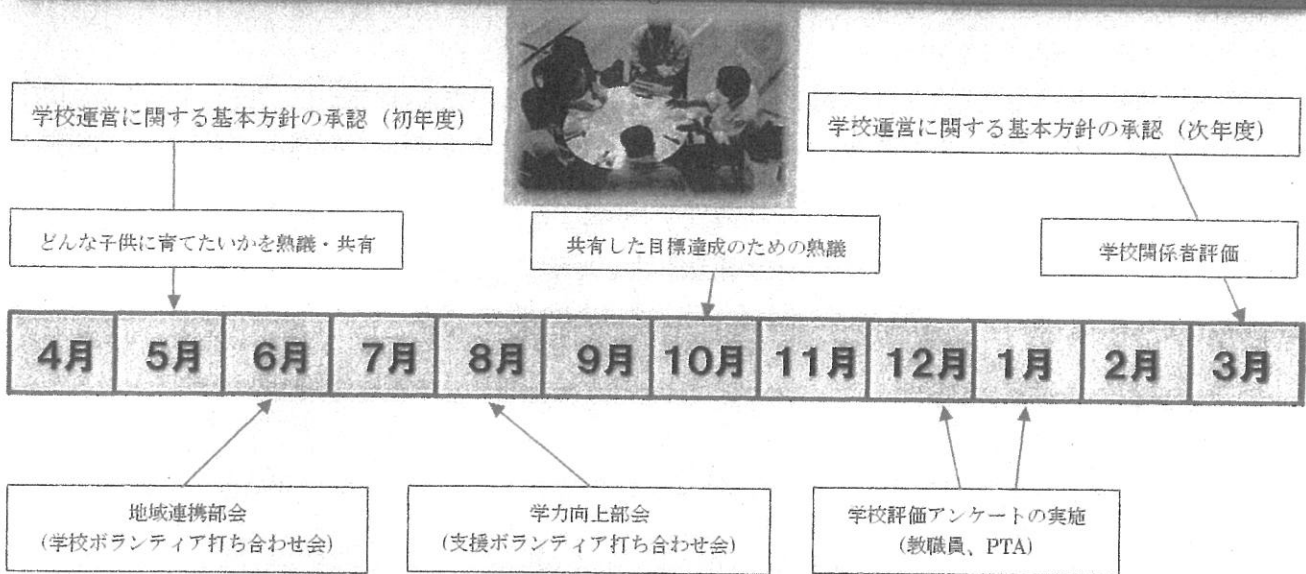


文部科学省HPより

### 【今までの教育連携協議会での内容】（各校で話し合っている代表的な内容）

- ・児童生徒の様子について
- ・学校の今後の行事予定
- ・学校からの報告事項
- ・学校評価
- ・学校行事の様子
- ・あいさつについて
- ・宿題について

# コミュニティ・スクール1年の流れ(例)

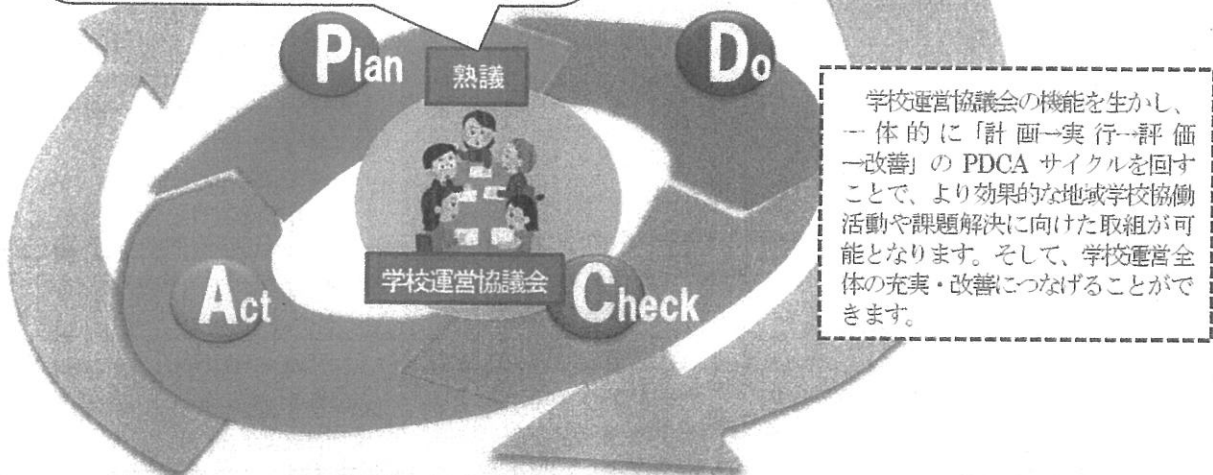


## 熟議を経て協働へ

協働とは、同じ目的・目標に向かって、対等の立場で協力して共に働くことです。

保護者や地域住民等が計画段階から参画し、現状や課題、目標・ビジョンの共有ができたうえで、目標に向けた取組を進めてはじめて「協働」といえます。現状や課題、目標・ビジョンについて、多様な関係者が当事者意識をもって協議し、共有する場が学校運営協議会や熟議です。

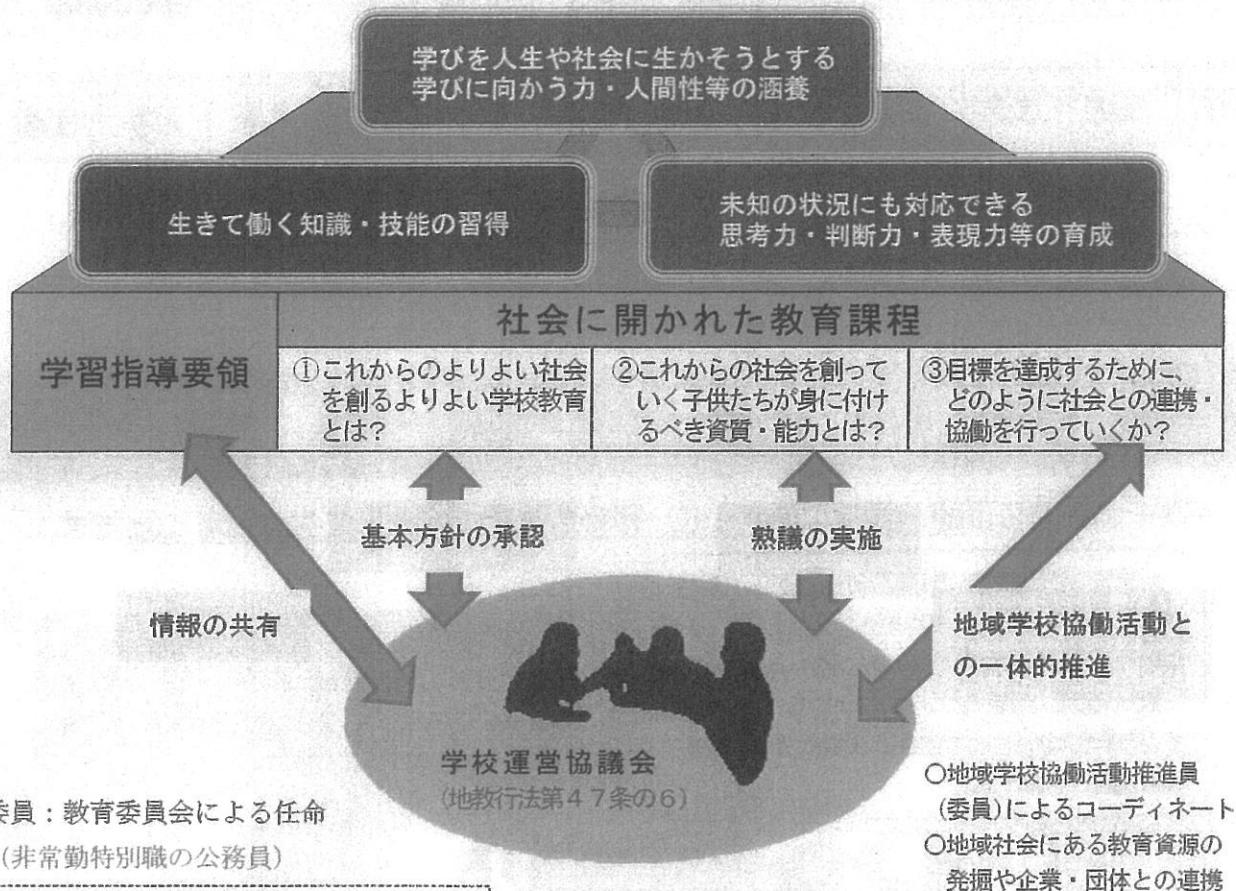
学校運営協議会や熟議で共有された目的・目標に向かって取組を進め(協働)、協働により得られた成功体験を更に学校運営協議会や関係者間で共有するために、協議会が主体となって学校評価を行います。



# 社会に開かれた教育課程の実現に向けて

今回の学習指導要領の改訂では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し、その理念を前文に明示しています。

学校運営協議会が機能することで、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映し、目指すところを対等な立場で共有することができるため、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた連携・協働による取組を効果的かつ計画的に進めることができます。



学校教育法施行規則 第52条  
小学校の教育課程については、(中略) 文科大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

小学校学習指導要領 (平成29年告示)  
第1 小学校教育の基本と教育課程の役割  
1. 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令(中略)に従い、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。



学校教育法 第37条  
校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

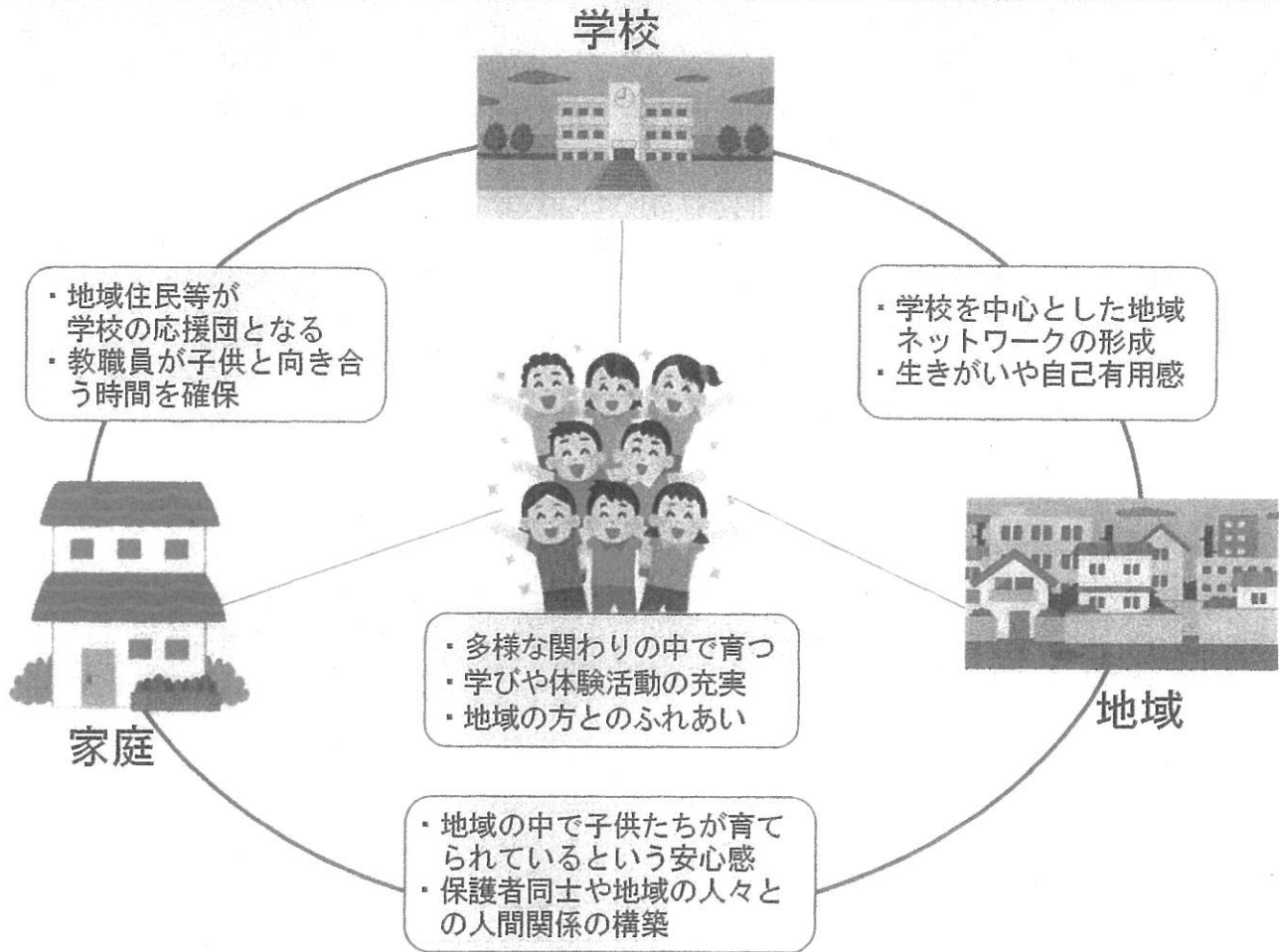
地教行法第47条の6  
(学校運営協議会制度)  
4. 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

文部科学省HPより

学校として目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくことで、**社会に開かれた教育課程**が実現し、子供たちが成長していきます。

# 地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える

西宮型コミュニティ・スクールは、学校・家庭・地域が「育てたい子供像」のビジョンを共有し、互いの役割を認識し合って協働しながら、地域全体で子供たちの成長を支えます。



## 西宮型コミュニティ・スクール導入計画案

- ① 令和2年度（2020年度）より、パイロット校を指定し運用方法などを検証します。
- ② 令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）で順次設置します。
- ③ 令和5年度（2023年度）には、市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校のすべてにコミュニティ・スクールの導入を目指します。



## コミュニティ・スクールに関するQ&A

### Q1 どのような仕組みで、何を協議するのですか？

「学校運営協議会」を設置している学校をコミュニティ・スクールと呼びます。学校運営協議会は、教育委員会から任命された委員(保護者や地域のみなさんなど)が、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることで、学校運営に意見を反映する仕組みです。学校や地域の課題解決に向けた協議を行い、共通の目標等を共有し、その達成に向かって連携・協働していきます。

### Q2 コミュニティ・スクールにするねらいはなんですか？

学校運営にあたって、保護者と地域のみなさんの参画が仕組みとして保障されていることが他の学校との違いです。学校と地域が力を合わせることによって、お互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子供たちの成長を支えていく、そのような学校づくりを進めていくことが、コミュニティ・スクールの一番のねらいです。

### Q3 現在の教育連携協議会との違いは何ですか？

現在の教育連携協議会は、学校・家庭・地域の連携協議、及び学校評価を実施しながら、協議会の事業として教育連携事業を行い、地域の創意工夫による様々な充実した取組みを実施しています。

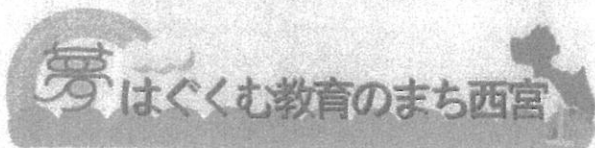
今後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会に移行し、学校運営方針の承認という機能が加わることで、より深く学校運営に参画していただきます。また、協議会は、承認した学校運営方針実現のため必要な限度において、学校運営に対する意見、教職員の任用に関する意見を言うことができます。

### Q4 教職員の任用に関する意見とは、具体的にどのようなことですか？

学校運営協議会は、任用に関する意見を述べるすることができます。この任用に関する意見は、教育委員会規則で制限を加えています。西宮市では、学校の運営方針実現のために、どのような教職員に着任してほしいかという建設的な意見に限定し、特定の教職員を排除する趣旨の意見等は述べることはできないようにします。なお、この意見の窓口は、社会教育課を予定しています。

### Q5 コミュニティ・スクールにおける学校運営の責任者は誰ですか？

学校運営協議会が設置された場合であっても、学校運営協議会が校長に替わり学校運営を決定、実施する権限を持つものではありません。学校運営の最終責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有することに変わりはありません。



(問い合わせ先)

西宮市教育委員会社会教育課

〒662-0918 西宮市六湛寺町3番1号

TEL 0798-35-3867 FAX 0798-36-1208